

▶パートタイム労働法が変わります！

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。【平成27年4月1日から】

* パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

法改正のポイント

1. パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保
 - ・業務の内容や責任の程度、および昇進や配置の変更など人材活用の仕組みが同じパートタイム労働者の待遇を、正社員並みに改善（一時金・諸手当等含む）
2. パートタイム労働者の納得性を高める措置
 - ・事業主がパートタイム労働者を雇い入れる際、賃金・教育訓練・福利厚生等の説明を義務化
 - ・事業主がパートタイム労働者の苦情対応担当等を決め雇入れ時に周知することを義務化

このままで大丈夫？

改正パートタイム労働法に対応しているか自社の状態をチェックしてみましょう。

雇入れる時（契約更新時）、労働条件について書いた文書を渡している

⇒昇給・退職手当・賞与についてその有無が明記してあるかどうか確認しましょう

雇入れる時（契約更新時）、待遇についてどのように決めたのか説明している

⇒なぜその給与なのか、教育研修や福利厚生はどうなっているのか等について、その理由も含めて説明の義務があります

研修制度がある場合、パートでも参加できる

給食施設や休憩室、更衣室がある場合、パートも正社員と同じように使用させている

パートから正社員へ転換する機会が何らかの形で設けている

⇒企業にはパートから正社員への試験制度や、正社員を社外・社内で募集する際などにパートにも周知や応募の機会を与えるなど、正社員への転換推進に関するいずれかの措置を行うことが義務付けられています

パート向けの相談窓口を設置し、周知している

パートにも年次有給休暇を付与している

また今回の法改正でパートタイム労働者を雇い入れた時に事業主が文書の交付等によって明示しなければならない事項に「**相談窓口**」が追加されます。雇用契約書に必要な事項が書かれているかご確認ください。

労働基準法で義務付けられている項目 ⇒ 契約期間・仕事の場所・内容等
パートタイム労働法で義務付けられている項目 ⇒ 昇給・賞与・退職手当の有無・**相談窓口**（←追加）

※対応した雇用契約書のひな形を用意しております。さとわ事務所までお問い合わせください。

ご不明な点は **さとわ社会保険労務士事務所** までお問い合わせください

〒273-0002 千葉県船橋市東船橋4-19-26 2-202

TEL : 047-422-5791 FAX : 047-422-5792 E-Mail : tetsuduki@sr-satowa.jp